

西伊豆町ふるさと納税支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 業務目的

本業務は、西伊豆町が実施するふるさと納税に係る業務について、民間事業者の高い専門性を活かした技術的支援を受けて業務の効率化及び返礼品提供事業者のビジネス力向上を図り、寄附者への情報発信やプロモーション活動の強化及びふるさと納税ポータルサイトの効果的な運用を通じて、本町を応援する寄附者の増加、寄附金額の拡大及び地場産品の販路拡大を図り、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名称

令和8年度 西伊豆町ふるさと納税支援業務委託

(2) 業務内容

西伊豆町ふるさと納税支援業務委託仕様書のとおり。

ただし、仕様書にある業務内容は、業務成果として求める最低限の仕様を参考として示すものであり、提案者の企画提案内容を制限するものではない。

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、業務を継続して委託することに支障がないと本町が認める場合、本町と受託者の双方合意の上、最長で令和10年度まで、単年度ごとに業務委託契約を更新することができるものとする。

なお、本公募は、令和8年度当初予算の成立を前提とした年度開始前の準備行為として実施するものである。したがって、予算の成立の状況によっては、契約を締結しない場合や、業務内容を変更する場合がある。また、予算が成立しなかったことにより生じた損害等について、本町は一切の責任を負わないものとする。

(4) 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式

(5) 委託限度額

対象寄附総額の3%以内とする。(消費税及び地方消費税を含む)

なお、対象寄附総額については、西伊豆町ふるさと納税支援業務委託仕様書7(2)のとおりとする。また、令和8年度の広告費に関する予算については、上記の委託料とは別に通常で9,000千円を予算計上する予定であり、町と協議をしながら実施するものとする。

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

なお、本町との契約締結までに、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、原則

として参加資格を取り消すものとする。

- (1) 静岡県内に営業所等を有し（契約後に設置する場合も含む）、発注者や返礼品提供事業者からの問い合わせや依頼に対して迅速に訪問できる体制を整備していること。
- (2) 過去2年以内に、地方公共団体が発注した本業務内容と同種業務又は類似業務を履行した実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 西伊豆町暴力団排除条例（平成23年西伊豆町条例第8号）第2条に規定する暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 納期限の到来している国税及び地方税の未納がないこと。

4 問い合わせ・書類提出先

住所：〒410-3514 静岡県賀茂郡西伊豆町仁科401-1

担当：西伊豆町 産業振興課 ふるさと納税係 山本

電話：0558-52-1114

E-mail：furusato@town.nishiizu.lg.jp

5 優先交渉権者選定スケジュール

内容	期間
公募開始	令和8年1月23日（金）
質問書の提出期限	令和8年2月5日（木）午後5時必着
質問書に対する回答	令和8年2月6日（金）までに回答
参加申込書の提出期限	令和8年2月12日（木）午後5時必着
参加資格決定通知	令和8年2月13日（金）までに随時通知
企画提案書等の提出期限	令和8年2月24日（火）午後5時必着
選定委員会（プレゼンテーション）	令和8年2月27日（金）を予定
選定結果の通知	審査完了後速やかに通知
契約締結	令和8年4月1日（水）を予定

※各日程は、町の都合により変更する場合がある。

6 プロポーザルへの参加申込

本プロポーザルに参加しようとする者は、提出期限までに以下の必要書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年2月12日（木）午後5時まで（必着）

(2) 提出先

「4 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

(3) 提出方法

郵送又は持参すること。

※受付時間は、土日祝日等の町役場の閉庁日を除く午前9時から午後5時まで

(4) 提出書類

- ① プロポーザル参加申込書（様式第1号） 1部
- ② 事業者概要書（様式第2号） 1部
- ③ 地方公共団体におけるふるさと納税支援業務の実績（様式第3号） 1部
- ④ 法人・商業登記の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（発行日から3カ月以内のもの） 1部
- ⑤ 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する誓約書（様式第4号） 1部
- ⑥ 納期限の到来している国税及び地方税の未納がないことを証する書類 1部

7 質問受付・回答

本プロポーザルに関する質問は、参加申込、企画提案書等の作成及び提出に関する事項並びに本業務に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に関する質問は受け付けない。

(1) 質問期限

令和8年2月5日（木）午後5時まで（必着）

(2) 質問方法

本業務の内容等についての質問は、質問受付期間中に、質問書（様式第6号）により電子メールで提出すること。なお、電話等口頭による質問は一切受け付けない。

(3) 提出先

「4 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

(4) 回答方法

業務の内容等に関する質問については、随時メールで回答する。

また、質問及び回答は一覧にして、令和8年2月6日（金）に質問者匿名にて町ホームページ上に掲載する。ただし、優先交渉権者の選定に公平性を保つことができないと判断した質問については、回答しないことがある。

8 参加資格決定通知

- (1) 町は、プロポーザル参加申込書等を提出した事業者に対し、その内容を審査し、令和8年2月13日（金）までに参加資格決定通知書（様式第5号）を電子メールにより通知する。

- (2) 参加資格がないと認められた事業者は、その理由について、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（祝日等を除く）に、書面により説明を求めることができる。町は説明を受けることができる最終日の翌日から起算して7日以内に書面により回答する。なお、期限後の質問は受け付けない。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年2月24日（火）午後5時まで（必着）

※参加申込書を提出した事業者であっても、提出期限までに企画提案書等を提出しなかった場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとする。

(2) 提出先

「4 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

(3) 提出方法

郵送又は持参すること。

(4) 提出書類

- ① 企画提案届出書（様式第7号）
- ② 企画提案書（任意様式）
- ③ 業務実施体制調書（様式第8号）
- ④ 業務実施フロー及び工程表（様式第9号）
- ⑤ 見積書（様式第10号）

※目標寄附総額750,000,000円のうち、西伊豆町ふるさと納税支援業務委託仕様書の別表2に掲げるポータルサイトを経由した寄附額及び申出書による寄附額を除いた690,000,000円を対象寄附総額として見積もりをすること。

(5) 企画提案書等の規格（不備がある場合は一切受け付けない。）

企画提案書等の提出書類は以下の点に留意すること。

- ① 提出書類は、A4サイズで作成すること。このうち、②～⑤についてはこの順に左綴じした紙媒体を1部とし、正本1部、副本6部を提出すること。A4サイズ以外のサイズを用いる場合はA4サイズに折りたたむこと。

(6) その他、注意事項

- ① 企画提案書は、見やすいもの、分かりやすいものとすること。
- ② 本要領に示す業務目的を達成するため、委託限度額の範囲でできる限りの提案をすること。また、本件の受託者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、業務概要に示す本町の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を活かした指摘や提案に努めること。
- ③ 提出後の提案修正は一切認めない。
- ④ 書類提出後に辞退する場合は、西伊豆町ふるさと納税支援業務委託プロポーザル参加

辞退届（様式第11号）を提出すること。また、参加申込後の辞退についても同様とする。

10 提案する内容

西伊豆町ふるさと納税支援業務委託仕様書の「4 業務の内容」に示す部分について提案を行うこと。

11 選考

(1) 選考方法

- ① 西伊豆町ふるさと納税支援業務委託プロポーザル選定委員会が、企画提案書等の書類及び提案価格を公平かつ客観的に評価し、優先交渉権者を選定する。
- ② 評価については、選定委員が別表「評価基準」により採点し、各委員の評価点合計が最も高い提案者を第一優先交渉権者とする。
- ③ 各委員の評価点合計が最も高い提案者が2者以上あるときは、選定委員会で審議の上、優先交渉権者を決定する。
- ④ 評価点合計満点の60%を最低基準点と定め、最低基準点に満たない提案は、優先交渉権者選定の対象から除外する。
- ⑤ 提案者が1者の場合、その提案の評価が最低基準点以上となった場合は優先交渉権者として選定する。

(2) プレゼンテーション

- ① 実施日時、会場、当日のプレゼンテーションの順番、説明者的人数制限等は、後日個別に通知する。
- ② プレゼンテーションは会場で行うものとする。
- ③ 発表時間は、1企画提案者につき30分程度（説明20分、質疑10分）を想定している。
- ④ プレゼンテーションで動画再生やスライドを使用する場合は、企画提案書等の提出の際に申し出ること。また、パソコンは各自で用意すること。なお、プロジェクター・スクリーンは町で用意する。
- ⑤ プレゼンテーションは、提出した企画提案書等に基づき行うものとし、追加提案や追加資料の提出は認めない。

12 選定結果の通知

選定結果は、選定完了後、企画提案者全員に電子メールで通知する。ただし、選定過程及び選定内容に関する問い合わせや選定結果に対する異議申立ては受け付けない。

13 参加者の失格

次の各事項のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等の提出期間中に提出しなかったとき
- (3) 提出すべき書類に不備があった場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (5) 見積書の金額が契約限度額を超過したとき
- (6) 選考会指定時間に来場しなかったとき（災害等、提案者の責によらない場合を除く。）
- (7) 選考結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと町長が認めたとき

14 契約

町は優先交渉権者と協議し、優先交渉権者が提案した内容を反映した仕様書を調整の上、契約を締結する。なお、本プロポーザルは参加事業者の企画力、提案力、業務遂行力などを審査するものであるから、仕様については契約時に再度精査するものとする。

ただし、選考された優先交渉権者が以下の規定に該当することになった場合は、契約を締結しない。なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

- (1) 「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 選考結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと町長が認めたとき

15 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は一切返却しない。
- (2) 提出書類は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。
- (3) 提出された書類の著作権は、本町に帰属することとする。ただし、本町と契約を締結しなかった事業者が提出した書類の著作権については、提出者に帰属するものとする。
- (4) 提出書類等は、選定作業の過程において、作業上必要な範囲で複製することがある。
- (5) 提出書類等は、西伊豆町情報公開条例（令和元年西伊豆町条例第6号）に基づき、公開することがある。

16 その他留意事項

- (1) 選考の採否を問わず、この企画提案に参加する費用はすべて事業者の負担とする。
- (2) 提出書類等の内容について、町が必要に応じて意見を求めた場合はこれに応じること。

【別表】

西伊豆町ふるさと納税支援業務評価項目

評価項目	評価内容	配点
1 組織体制		
(1)連絡体制	町及び返礼品事業者とのスムーズな連絡体制が整っているか。返礼品事業者を訪れやすい環境が整っているか。	20
(2)専門性スタッフの配置	専門的知識・資格を有するスタッフが配置されているか。	20
2 受託実績		
(1)寄附金額の拡大	他自治体における寄附金額を伸ばした実績はあるか。	30
3 委託料		
(1)委託料	見積りが上限額からどれだけ抑えられているか。	10
4 現状分析		
(1)制度理解	ふるさと納税制度や市場の動向を熟知しているか。直近のトレンドや取組の効果等を適確に分析できているか。	30
(2)本町返礼品の分析	本町のふるさと納税制度における返礼品の強みや弱みを把握しているか。	30
5 業務遂行		
(1)返礼品の充実・強化	返礼品取扱事業者や本町との連携を密にし、地域の魅力を最大限活かした新たな返礼品開拓が可能か。	20
(2)ポータルサイト	ポータルサイトの掲載画像や掲載ページの改善など、返礼品の魅力やTOPページ等、質を高める取組が実施できるか。	60
(3)SEO対策	SEO対策について豊富な知識を有し、熟知しているか。寄附金額を拡大させる効果が期待できるか。	50
(4)効果的な広報	寄附者に対して本町及び返礼品の効果的な広報(PR・プロモーション)が期待できるか。	30
6 その他		
(1)独自の取組	独自提案や自社ならではの強み等はあるか。	50
審査評価点計		350